

令和7年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

令和7年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 令和8年1月13日 火曜日
- 2 場 所 秋田地方総合庁舎 総601会議室
- 3 開 会 午後2時00分
- 4 閉 会 午後3時05分
- 5 出席委員 嵯 峨 宏
綾 部 直 子
齋 藤 透

6 教育庁（事務局）出席者

教育次長	久 慈 隆 正
総務課長	高 橋 公 康
義務教育課長	伊 藤 悟
高校教育課長	古 屋 桃 香
特別支援教育課長	小 山 高 志
義務教育課指導主事	大 山 豊
特別支援教育課指導主事	齋 藤 徹
保健体育課主任指導主事	佐 藤 幸 彦
生涯学習課社会教育主事	佐々木 豊
高校教育課チームリーダー	櫻 田 瑞 子
高校教育課主任指導主事	鈴 木 亮
高校教育課指導主事	岩 谷 宣 行

7 次 第

- (1) 報告（「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）
- (2) 協議
いじめ事案に係る保護者との連携のあり方について
- (3) その他

【司会】

ただいまから、令和7年度秋田県いじめ問題対策審議会を開会する。はじめに、秋田県教育庁教育次長が御挨拶申し上げる。

【事務局】

本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、御礼を申し上げます。また、日頃から本県教育の充実・発展に御協力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。

本審議会は、平成28年に施行された秋田県いじめ防止対策推進条例第23条に基づいて設置されている。本条例は、全ての子供たちが安心して健やかに成長することができる環境を社会全体で作りに上げることを目指し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の相互の連携協力の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定められたものであり、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことが、本審議会の目的となっている。

さて、文部科学省における令和6年度の調査によると、全国のいじめ認知件数は過去最多となっている。その要因としては、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、そしてアンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りが精緻化したこと、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが挙げられている。

本県については、国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は4,764件で、前年度から27件増加している。県教育委員会としては、引き続き、認知件数の増減に関わらず、児童生徒一人一人に目を配り、指導・支援の充実に努めてまいりたい。

いじめ問題の対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、初期段階から適切に対応しなければならないと捉えている。県教育委員会では、今後も、各校における学校いじめ対策組織を一層機能させ、いじめの未然防止及び早期対応、そして再発防止に向けた取組を各校の実情に応じて一層推進してまいりたい。

そのために、県教育委員会、あるいは学校として、このいじめ問題が発生した際にどのように対応すべきか、専門的な知識や豊富な御経験をおもりの委員の皆様方から御提言をいただきたいと考えている。

【司会】

次に、委員の皆様を紹介する。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を紹介する。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会議を進めていく。

ここからの議事進行は、秋田県いじめ防止対策推進条例第26条第2項の規定に基づき、会長にお願いする。

【議長】

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、文部科学省はいじめの積極的な認知を指示している。それに伴い、教員がいじめ対応に関わることも増え、全国的にはエスカレートした保護者の要求により教員が対応に苦慮するケースが増加している。このような過大となる要求に対しては、弁護士等が積極的に関与すべきとの考えも広まりつつある。本県ではいじめの問題が解消されているケースが多いと報告されているが、初期対応でつまづいて保護者の不信感を募らせ、事案が長期化・深刻化することがないよう努めなければならない。本日は「いじめ事案に係る保護者との連携のあり方」が協議題とされている。委員からは幅広く意見を頂戴したい。私としては令和2年度から毎年話してきた、スクールロイヤーの導入を中心に意見を述べたいと考えている。

それでは、令和6年度の本県のいじめの状況及び今年度の県教育委員会の取組について、事務局から報告をお願いする。

【司会】

それでは、本県のいじめの状況について各課から報告する。義務教育課、高校教育課、特別支援教育課の順に報告をお願いします。

【事務局】

義務教育課から小・中学校の状況について説明する。本県の公立小・中学校におけるいじめの認知件数は、計4,479件であり、前回の調査と比較して45件の減少となった。この数字をもって状況の大きな変化があったとは捉えておらず、引き続き、学校教育活動全体において、いじめ問題の積極的な取り上げや、児童会・生徒会が主体となっていじめ防止の取組を推進するよう学校に指導してまいりたい。

今年度の取組としては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを、いじめ問題への対応に積極的に活用するよう周知を図った。スクールソーシャルワーカーへの相談内容のうち、約60%が解決につながっている。また、いじめ認知後の保護者への対応方針の説明や、学校いじめ防止基本方針の様々な機会を利用した説明についても周知を図っている。

【事務局】

高校教育課から高等学校の状況について説明する。令和6年度はいじめ認知件数は282件であり、前年比で73件の増加となっている。学校に対しては、相談を受けた場合は速やかに報告することを義務付け、組織的な対応を心がけている。本県の1,000人当たりのいじめ認知件数は61.3件で、全国で少ない方から31番目、また小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を合わせたいじめの解消率は88.8%であり、全国で高い方から2番目となっている。

今年度の取組として、副校長・教頭対象の研修会を開催し、「重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストを活用した平時からの備え」についての周知徹底を行った。また、生徒指導主事対象の研究協議会を開催し、「校務分掌の垣根を越えた包括的な支援の取組」について協議した。今後も「チーム学校」としての支援体制の充実に加え、学校が法律の専門家である弁護士を頼ることができる環境整備に努めていきたい。

【事務局】

特別支援教育課から特別支援学校の状況について説明する。令和6年度はいじめの認知件数は3件で、前年比で1件の減となる。内容は冷やかし等が2件、軽くぶつかられる等が1件、SNSを通じた書き込みが1件であった。認知のあった3件については適切に対応し、現在いじめは解消している。

今年度の取組として、各種会議で積極的認知の必要性等について確認を行っている。また、いじめ認知後は被害児童生徒等への支援を最優先に行うとともに、加害児童生徒に対しても障害の状態や発達段階に応じた指導を行い関係修復に努めている。さらに、学校医である精神科医と連携し、心のケアや指導について助言を得られる体制を整えている。

【議長】

ただいまの報告について、御質問や御意見等はないか。

【議長】

資料にある「いじめが解消している」状態とは、認知してからどの程度の期間で判断されているのか。

【事務局】

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることを目安としている。また、その状況については被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認した上で判断している。

【委員】

いじめの認知件数について、具体的な内容を教えてもらいたい。

【事務局】

小・中学校では、冷やかしやからかい等が半分近くを占め、一番多くなっている。高等学校においても、冷やかし、からかい、悪口などの割合が高いが、小・中学校と比較してパソコンや携帯電話等による誹謗中傷が高い数値を示すのが特徴である。

【議長】

それでは協議に入りたい。あらかじめ事務局から提出されている協議題の設定理由の説明をお願いする。

【司会】

いじめの防止等のための対策については、「いじめ防止対策推進法」第3条第3項において「国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」と示されているとおり、学校の内外を問わず、関係機関等が連携し、必要な措置を適切に講ずる必要がある。11月に開催された、「秋田県いじめ問題対策連絡協議会」では、「いじめの未然防止を中核とした、実効的な学校いじめ対策」を協議題とし、関係機関との連携について協議した。本審議会で焦点を当てたのは「家庭」についてである。子の教育について第一義的責任を有する保護者と、在籍する学校との連携は、いじめの未然防止、事案発生時の対応のみならず、成長支援という視点からも極めて重要である。しかし近年、事案発生後の学校の対応をめぐり、被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも散見され、結果として司法の場に判断を委ねられる事例も全国的に見受けられる。いじめ問題の多様化、複雑化が進む現状を鑑み学校が当該生徒やその保護者に対し、公正かつ誠実で透明性の高い説明責任を果たすことは、事態の沈静化と信頼関係の維持に極めて重要である。その一方で、学校への不信感が事案の長期化・深刻化を招くリスクを避けなければならない。以上のことから、いじめ事案における初期対応、事実関係の調査、個別の指導・支援への協力要請、そして重大事態に至った際の対応プロセス等、一連の保護者対応について、教職員が適切な対応をとるための実践的な知見を深める必要があると考える。そこで本日は、いじめ事案に係る保護者との連携のあり方について、全ての児童生徒の健やかな成長を支える基盤を強化するという視点から、御意見を賜りたく、協議をお願いしたい。

【議長】

では、今の説明を踏まえ、委員から意見を伺いたい。

【委員】

心理職の立場としては、被害・加害を問わず、保護者の場合はまず子どもの心を守ることが最優先だと考える。保護者との連携は欠かせないものであり、保護者の心情にきちんと寄り添い、まず話を聞くということが心理職の担える役割だと考える。

【議長】

学校と保護者との信頼関係から考える連携のあり方について意見はあるか。

【委員】

学校教育は保護者や子どもとの信頼関係の上に成り立っている。子どもがいじめられて傷ついた保護者に学校がどれだけ寄り添い、一緒になって解決に向かっていく関係性を築くかが重要である。中には周囲が見えなくなり学校批判に終始してしまう保護者もあり、対応に苦慮するケースもある。そのような中でのスクールロイヤーの存在は、学校にとって大きな支えだと考える。

【議長】

スクールロイヤーに関して意見はあるか。

【委員】

心理職や法律家など、それぞれの専門家としての役割を活かすことは、いじめ事案の解決にプラスに働くはずである。役割を明確にした上で、被害児童や保護者の回復を優先して対応することは解決

に繋がりやすく、学校側にとってもメリットになると思う。どのように専門家の役割を活用していくかを考える時期に来ていると思う。

【議長】

他に意見がなければ、私から意見を述べる。

まず、保護者対応に苦勞している教員にとって有益と思われる研修動画が、独立行政法人教職員支援機構のウェブサイトに掲載されている。ぜひ視聴してもらいたい。

協議題に関連して、私の意見は端的に言えば「スクールロイヤー制度を導入すべき」というものである。

学校現場で、どうしてスクールロイヤーが活用されることになったのかをまずお話ししたい。

そもそもスクールロイヤーとは何をする人か。スクールロイヤーとは、学校や教育委員会に対して、学校で発生する、いじめ・不登校・学校事故などさまざまな問題について、「助言・アドバイス」をする弁護士であると解されている。これから話すことは、いじめ事案に係る保護者との連携のあり方に関わる内容である。

いじめ防止対策推進法は平成25年に制定された。当初はいろいろな具体策が盛り込まれる予定であったが、学校の先生の負担が大きくなってしまったということで、具体策に関する条項は削られてしまった。具体策が定められていない法律では「こどもの命を守ることができない」と保護者から苦情等もあり、文科省はいじめによって重大な事態を生じさせないように、いじめの早期発見、いじめの認知に力を入れた。さらには、いじめの未然防止にも力を入れた。そして、いじめの未然防止に役立つ、いじめ対応をする先生に法的な助言も必要であるとして、平成29年頃からスクールロイヤーが活用されるようになった。

令和元年、千葉県野田市で起こった女の子の虐待死事件では、学校に何度もSOSを出しながら女の子を救うことができなかった事情が判明し、そういったことがないようにするためにも、スクールロイヤーを活用していこうという流れになった。そのような背景があって、スクールロイヤー制度が普及していった。スクールロイヤーは、「子どもたちの命を守らなければならない」「子どもたちを守らなければならない」、そういった責務を負っている先生を支援するために、活用されていったものである。

その一方で、いじめを受けて傷ついている子どもを何とかしてほしいという保護者の思いが強まり過ぎて、要求がエスカレートする事案も増えていった。平成27年には、学校や教育委員会への不当な要望などへの対応として、弁護士との連携が提案され、保護者対応についても、スクールロイヤーが活用されるようになった。

スクールロイヤーは、学校の先生や教育委員会に「助言・アドバイス」をすることが役割とされていたが、学校の先生の負担を軽減するためには、弁護士が直接保護者と顔を合わせて交渉する必要がある。つまり、弁護士が学校の代理人になって、保護者と交渉する必要がある。昨年9月、秋田で民事介入暴力対策に関する全国大会が開催されたが、そこでは、代理型のスクールロイヤーを積極的に活用すべきことが提唱された。

もっとも、保護者からの過剰な要求に対して、弁護士が代理対応をするとなると、保護者との間で対立構造が生じてしまう。保護者に自分がクレーム扱いされていると思わせてしまい、保護者との信頼関係を損なわせることになりかねない。保護者との間でトラブルが生じると、トラブルが生じている間、子どもは学校に通いづらくなる。したがって、可及的に保護者との間で対立構造を生じさせないよう配慮する必要がある。

そのため、まずは保護者に過剰な要求をさせないようにする、そういった点に力を入れて、保護者との連携、信頼関係維持を図っていく必要がある。スクールロイヤーは、学校の先生が、いじめ防止対策推進法の趣旨に適った公正かつ十分な説明責任を果たせるよう活用されるべきである。

現実問題として、学校の先生の負担は過大となっている。文部科学省は、働き方改革の一環として、保護者からの不当要求への対応は、学校以外が担う業務であると位置づけた。具体的に学校以外とは、弁護士や警察のことを指すと思われる。不当な要求というのは、どういった要求を指すのか明確ではないが、先生に対する理不尽な要求、暴言が繰り返されたり、保護者が暴力行為をすると窺わせたりするような場合は不当な要求であると考えられる。そのような場合、弁護士が間に入って学校の先生を守ってあげる、そういった体制を整備することも必要であると考えられる。

しかしながら、もともとスクールロイヤーは「子どもたちの命を守らなければならない」「子どもたちを守らなければならない」、そういった学校の先生の役割に寄与するために活用されて、普及していった。まず何よりも子どもたちを守るために活用されるべきであり、子どもたちを守る体制がしっかりと整備されることで、いじめの事案は減り、保護者の納得も得られ、学校の先生の負担も軽減されると考える。

私個人は、いじめを含む学校で生じた問題は「子どもの最善の利益」を最優先に図るスクールロイヤーが担当し、スクールロイヤーとは「別の」学校の先生を守ることを最優先に図る弁護士が不当な要求に対処できるよう体制整備を図るのが相当であると考えている。県にはそのような方向で制度導入の検討をお願いしたい。

また、スクールロイヤーは「子どもの最善の利益」を図るために活動するのだが、何が「子どもの最善の利益」か判断するため、子どもからの聴き取りをすることが必要な場面もあると考える。助言型にしても代理型にしても、残念ながらスクールロイヤーは、子どもから聴き取りをすることはできない。しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、子どもから聴き取りをする機会を持つことができると考える。また、いじめを受けた子どもは、医師のところに行くこともあるだろう。スクールロイヤーが効果的に助言・アドバイスをするためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師との連携が不可欠であると考えているため、そのような体制を整えることも必要である。

保護者との連携とは関連性はないのだが、代理型ではない、助言型のスクールロイヤーは、子どもを守らなければならない責務を負っている先生を支援するためのものであるから、子どもがいじめをしたりしないよう、一般的にいじめ防止授業も担っている。昨今、いじめの動画がSNS等に投稿・拡散されるなど、いじめに関する報道が目立っている。子どもたちにいじめのことを考える機会を十分に与える必要があると考えるため、そういった意味でもスクールロイヤーの導入を検討されたい。

委員に伺う。スクールカウンセラーとスクールロイヤーの連携についてはどう考えるか。

【委員】

同じ意見である。解決のために同じ方向を向くため、スクールロイヤーと学校との連携、特に初期対応における専門家の活用は重要である。聴き取りの部分ではスクールカウンセラー等が担える部分もあり、それぞれの足りない部分を補って解決点を生み出すためにも連携していくことが重要だと考える。

【委員】

スクールロイヤーの存在は大きいと思うが、それ以前に県教育委員会が配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、学校現場がどれほど有効に活用しているかを確認する必要があると考える。現場がより有効に活用する方策を検討した上で、それでも解決が難しい段階でスクールロイヤーを活用するという段階ではないかと考える。

【議長】

有効活用はその通りだと思う。助言型のスクールロイヤーの場合は保護者と直接顔を合わせないため対立構造は生じない。「チーム学校」の中にスクールカウンセラーやスクールロイヤーも入り、連携していくことが考えられるので、今後活用の仕方を検討していく必要がある。

【議長】

他に意見がなければ、意見を取りまとめて提言としたい。

【議長】

「いじめ問題の多様化・複雑化が進む現状に鑑みると、学校が当該生徒やその保護者に対し、いじめ防止対策推進法の趣旨に適った公正かつ誠実で透明性の高い説明責任を果たすことが、保護者との信頼関係維持を図る上で極めて重要である。その説明責任を全うさせ、教職員に適切な対応をとらせるためにスクールロイヤー制度を導入し、子どもの最善の利益を図ることを目的として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師等とも連携しながら、事態の沈静化を目指すことが

相当である。」これを今回の協議題への提言としたい。

【議長】

最後にその他として何か意見はあるか。
議事はこれで終了する。進行を事務局にお返しする。

【司会】

議長の進行に感謝する。ここで秋田県教育庁教育次長が謝辞を申し上げる。

【事務局】

本日は貴重な意見をいただき感謝する。最後にまとめていただいた提言の通り、説明責任を果たしスクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして医師等が連携できるよう実現に向けて進めていきたいと考えている。引き続き、委員の皆様とはいじめ防止等の対策を一緒に進めていければと思う。

【司会】

以上をもって、令和7年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会する。
御出席いただいた皆様に感謝申し上げます。